

空家等活用促進区域

空家等活用促進区域 名称(R5年12月13日時点 対象となる区域無し)	
一、区域の種類	
①中心市街地の活性化に関する法律第2条に規定する中心市街地	
②地域再生法第5条第4項第7号に規定する商店街活性化促進区域	
③地域再生法第5条第4項第8号に規定する地域再生拠点	
④地域再生法第5条第4項第11号に規定する地域住宅団地再生区域	
⑤地域再生法第5条第4項第12号に規定する農村地域等移住促進区域	
⑥地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第2条第2項に規定する重点区域	
⑦観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第2条第2項に規定する滞在促進区域	
⑧①～⑦のほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市が認める区域	
二、区域の状況	
(1)区域内の空家等の数及び分布の状況	
①空家等の数	
②空家等の分布	
(2)空家等の活用の状況	
①所有者等自身による活用の意向	
②賃貸又は売却による活用の意向	
(3)その他の状況	
①用途制限	
②道路の種類及び幅員	
③地籍調査等	
④水洗化	
⑤耐震基準	
⑥地目及び地積	
⑦相続等権利関係	
住民の意見聴取及び和歌山県との協議	
一、住民への区域及び指針(案)の周知方法等	
二、住民からの意見の聴取結果及び指針に反映した内容	
三、和歌山県との区域及び指針(案)に関する協議結果	
空家等活用促進指針	
一、空家等及び空家等の活用に関する基本的な事項	
二、活用することが必要な空家等の種類及び誘導用途	
三、その他経済的社会的活動の促進に関し必要な事項	
四、敷地特例適用要件	
①建築物の構造等	
②道の拡幅の合意等	